

四半期報告書

(第70期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

株式会社 **ディスコ**

東京都大田区大森北二丁目13番11号

(E01506)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

| | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 2 |
| 3 関係会社の状況 | 2 |
| 4 従業員の状況 | 2 |

第2 事業の状況

| | |
|-----------------|---|
| 1 生産、受注及び販売の状況 | 3 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 4 |
| 3 財政状態及び経営成績の分析 | 4 |

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

| | |
|---------------------|----|
| (1) 株式の総数等 | 7 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 7 |
| (3) ライツプランの内容 | 20 |
| (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 20 |
| (5) 大株主の状況 | 20 |
| (6) 議決権の状況 | 21 |

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

| | |
|-----------------------|----|
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 24 |
| (2) 四半期連結損益計算書 | 26 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 28 |

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年11月14日 |
| 【四半期会計期間】 | 第70期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社ディスコ |
| 【英訳名】 | DISCO CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 溝呂木 齊 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都大田区大森北二丁目13番11号 |
| 【電話番号】 | (03) 4590-1111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役経営企画本部長 関家 圭三 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都大田区大森北二丁目13番11号 |
| 【電話番号】 | (03) 4590-1111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役経営企画本部長 関家 圭三 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第70期 第2四半期連結 累計期間 | 第70期 第2四半期連結 会計期間 | 第69期 |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日 | 自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日 | 自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日 |
| 売上高（百万円） | 35,497 | 17,703 | 91,618 |
| 経常利益（百万円） | 4,066 | 2,137 | 18,564 |
| 四半期（当期）純利益（百万円） | 2,659 | 1,405 | 11,112 |
| 純資産額（百万円） | — | 90,527 | 89,665 |
| 総資産額（百万円） | — | 108,805 | 118,603 |
| 1株当たり純資産額（円） | — | 2,653.12 | 2,620.56 |
| 1株当たり 四半期（当期）純利益金額（円） | 78.36 | 41.41 | 327.07 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額（円） | 78.24 | 41.34 | 326.27 |
| 自己資本比率（%） | — | 82.7 | 75.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー（百万円） | 3,264 | — | 9,296 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー（百万円） | △8,632 | — | △11,825 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー（百万円） | △1,472 | — | △3,180 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末（期末）残高（百万円） | — | 11,648 | 18,062 |
| 従業員数（人） | — | 2,434 | 2,260 |

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

| | | |
|---------|-------|---------|
| 従業員数（人） | 2,434 | (1,055) |
|---------|-------|---------|

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員及びパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

| | | |
|---------|-------|-------|
| 従業員数（人） | 1,648 | (924) |
|---------|-------|-------|

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員及びパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) |
|------------------|---|
| 電子業界関連製品事業 (百万円) | 14,017 |
| 産業用研削製品事業 (百万円) | 268 |
| その他事業 (百万円) | 88 |
| 合計 (百万円) | 14,374 |

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 受注高 (百万円) | 受注残高 (百万円) |
|----------------|-----------|------------|
| 電子業界関連製品事業 | 15,315 | 7,030 |
| 産業用研削製品事業 | 461 | 129 |
| その他事業 | 31 | 61 |
| 合計 | 15,808 | 7,221 |

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| 事業の種類別セグメントの名称 | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) |
|------------------|---|
| 電子業界関連製品事業 (百万円) | 17,137 |
| 産業用研削製品事業 (百万円) | 520 |
| その他事業 (百万円) | 45 |
| 合計 (百万円) | 17,703 |

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結会計期間の世界経済は、原油をはじめとする原材料価格の高騰に伴うインフレ懸念が増大した一方、米国発の金融危機が深刻化し景気後退局面に入ったことから、その先行き不透明感が一層強まりました。

当社グループが主力事業を展開している半導体市場においてはDRAMやNAND型フラッシュメモリ価格の低迷が長期化し、先進国での北京五輪特需が予想を下回ったこと等からデジタルカメラや薄型テレビなどのデジタル家電の需要が落ち込みました。

これらの影響を受け、半導体メーカーは軒並み業績が悪化し、設備投資への意欲は大幅に減退させ、当社グループの製品需要も低調に推移しました。

このような厳しい状況のもと、当社グループにおきましては積極的な販売活動に取り組んでまいりましたが、精密加工装置の売上は前四半期に引き続き低調に推移しました。

特に、グラインダにおいてはメモリメーカー及び素材ウェーハメーカーの設備投資抑制が続き、販売が低迷する結果となりました。一方で当社グループ戦略分野のひとつであるレーザソーの出荷はLED向けを中心として堅調に推移しましたが、通常のダイシングソーにおいては主に韓国向けパッケージシンギュレーション用切断装置の出荷が落ち込みました。

しかしながら、精密加工ツールの売上は、半導体生産数量自体が減少していないことから概ね堅調に推移しました。

以上のような状況のもと、当第2四半期連結会計期間の売上高は177億3百万円となりました。営業利益は、販売費及び一般管理費の増加などもあり20億95百万円となりました。経常利益は21億37百万円となり、四半期純利益は14億5百万円となりました。

また、海外売上高は121億56百万円となり、連結売上高に占める比率は68.7%となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①電子業界関連製品事業

当第2四半期連結会計期間は、新規設備投資の鈍化基調を受け、精密加工装置の売上は引き続き低調に推移しましたが、消耗品である精密加工ツールは特に最終製品の新興国需要が堅調であったことに伴い好調に推移しました。製品別では、切断装置はLED向けのレーザソーの出荷が順調だったものの、通常のダイシングソーは出荷数量が伸び悩みました。研削装置はフラッシュメモリ向け及び素材ウェーハ向けの出荷が依然として底這いを続けました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間における売上高は171億37百万円、営業利益は27億92百万円となりました。

②産業用研削製品事業

当事業は、土木・建築業界及び各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具、自動車及び電子部品向け等の一般砥石の製造・販売を行っております。

収益力改善のために高付加価値製品の開発・販売に取り組んだものの、当第2四半期連結会計期間の売上高は5億20百万円となり、営業利益は45百万円となりました。

③その他事業

当事業は、半導体製造装置メーカー等向けにコンピュータシステムのソフト・ハードの開発・販売を行っております。

当第2四半期連結会計期間の売上高は45百万円となりました。また営業損失は11百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①国内

当セグメントは国内のほか、台湾や韓国など当社が海外販売子会社を通さずに直接輸出し現地の代理店を通じて販売しているものも含んでいます。

当第2四半期連結会計期間では、台湾を主としたLEDメーカーへの出荷が順調であったものの、国内においては軒並み引き合いが弱まり、韓国メモリーメーカーにおける設備投資停滞の影響もあり、売上高は101億64百万円、また営業利益は21億58百万円となりました。

②在外

北米地域はアジア地域への生産移管の動きもあり、売上高は13億88百万円、営業損失は0百万円となりました。アジア地域における売上高は35億67百万円、営業利益は3億17百万円となり、ヨーロッパ地域における売上高は25億83百万円、営業利益は3億35百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、当社製品への需要の減退により税金等調整前四半期純利益は17億70百万円と低調な水準で、売掛債権の回収が進んだ（33億75百万円）ものの、仕入債務の支払（14億80百万円）、有形固定資産取得代金の支払（59億11百万円）等により、全体として16億57百万円の減少となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、43億76百万円となりました。

これは主に、仕入債務の減少14億80百万円等の減少があったものの、税金等調整前四半期純利益が17億70百万円、売掛債権の減少33億75百万円等の資金増加があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、60億20百万円となりました。

これは主に、製造設備の取得、茅野工場及び桑畑工場の代金支払等、有形固定資産の取得による支出59億11百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、21百万円となりました。

これは主に、長期借入れによる収入21百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究活動の金額は、20億7百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等についての重要な変更は、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

| 会社 事業所名 | 所在地 | 事業の種類別 セグメントの名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調 達方法 | 着手及び 完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|------------|-----------|--------------------|----------------|-----------------|---------------|------------|----------------|--------------|--------------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 | |
| 当社 桑畑工場 | 広島県 呉市 | 電子業界関連製品 | 精密加工装置 生産設備 | 11,000 (注) 1 | 3,501 | 自己資金 | 平成20年 9月 | 平成21年 12月 | (注) 2 |

(注) 1. 各種材料価格の高騰により、計画当初10,000百万円を見込んでいた投資予定金額を11,000百万円に増額することを、平成20年7月29日の取締役会にて決定いたしました。

2. 生産設備は、生産能力増強及び合理化投資であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 72,000,000 |
| 計 | 72,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 33,995,418 | 34,004,418 | 東京証券取引所 市場第一部 | 権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式 |
| 計 | 33,995,418 | 34,004,418 | — | — |

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成14年6月27日定時株主総会決議及び平成14年9月27日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 328 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 32,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 5,264 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成16年10月16日 至 平成20年10月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,264 資本組入額 2,632 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、 当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位に あることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退 職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれ を行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認め ない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認 を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

②平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 543 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 54,300 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 6,320 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成17年11月14日 至 平成21年11月13日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 6,320 資本組入額 3,160 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

③平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 158 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 15,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成16年7月28日 至 平成36年6月1日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1 資本組入額 1 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

④平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 464 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 46,400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 4,730 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年10月30日 至 平成24年10月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 4,730 資本組入額 2,365 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

⑤平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 169 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 16,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1(注) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成17年7月22日 至 平成37年7月21日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1 資本組入額 1 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

⑥平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 1,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 100,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 5,162 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,162 資本組入額 2,581 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 88 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 8,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 (注) 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 5,932 (注) 2 資本組入額 2,966 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

②平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 228 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 22,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 7,616 (注) 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 9,542 (注) 2 資本組入額 (注) 3 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

③平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 619 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 61,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 7,616 (注) 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 7,616 (注) 2 資本組入額 (注) 3 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

④平成19年7月24日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 89 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 8,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 (注) 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成19年8月9日 至 平成39年8月8日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 6,490 (注) 2 資本組入額 3,245 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑤平成19年10月25日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 308 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 30,800 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 7,327 (注) 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 8,812 (注) 2 資本組入額 (注) 3 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

⑥平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|--|
| 新株予約権の数(個) | 711 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 71,100 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 7,327 (注) 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 7,327 (注) 2 資本組入額 (注) 3 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合は、その相続人がこれを行行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。 なお、新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

⑦平成20年7月29日取締役会決議

| | 第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日) |
|--|---|
| 新株予約権の数(個) | 140 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 14,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株当たり 1 (注) 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成20年8月14日 至 平成40年8月13日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 3,781 (注) 2 資本組入額 1,891 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人がこれを行使できる。 (役員退職慰労金は平成16年に廃止。) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡をするには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増減 額(百万円) | 資本準備金残高 (百万円) |
|--------------------------|-------------------|------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 平成20年7月1日～ 平成20年9月30日 | — | 33,995,418 | — | 14,517 | — | 15,599 |

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|------------------------------------|---------------------|---------------|--------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 | 東京都中央区晴海1-8-11 | 3,335 | 9.81 |
| タイヨウファンドエルピー | 東京都中央区日本橋3-11-1 | 2,197 | 6.46 |
| 株式会社ダイイチ企業 | 東京都港区白金4-10-22 | 1,998 | 5.88 |
| 株式会社ダイイチホールディングス | 東京都港区高輪1-23-23-3502 | 1,998 | 5.88 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 | 東京都港区浜松町2-11-3 | 1,768 | 5.20 |
| 株式会社OCTAGON LAB | 広島県広島市中区袋町8-8 | 1,704 | 5.01 |
| 関家 臣二 | 神奈川県三浦郡 | 1,337 | 3.93 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 東京都中央区晴海1-8-12 | 1,140 | 3.35 |
| 関家 憲一 | 東京都港区 | 1,011 | 2.97 |
| ステートストリートバンクアンドト ラストカンパニー505223 | 東京都中央区日本橋兜町6-7 | 1,007 | 2.96 |
| 計 | — | 17,497 | 51.47 |

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

| | |
|----------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 3,335千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,768千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 1,110千株 |

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|-----------------|-----------------|-----------|-------------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | 普通株式 59,400 | — | 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる様式 |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 33,869,400 | 338,694 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 66,618 | — | 同上 |
| 発行済株式総数 | 33,995,418 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 338,694 | — |

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株 (議決権の数1個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数 (株) | 他人名義所有 株式数 (株) | 所有株式数の 合計 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%) |
|------------|------------------------|-------------------|-------------------|------------------|---------------------------------|
| 株式会社ディスコ | 東京都大田区大森北 二丁目13番11号 | 59,400 | — | 59,400 | 0.18 |
| 計 | — | 59,400 | — | 59,400 | 0.18 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高 (円) | 5,110 | 5,490 | 5,570 | 4,850 | 4,400 | 4,100 |
| 最低 (円) | 4,060 | 4,770 | 4,440 | 4,110 | 3,870 | 2,940 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

| 役名 | 新職名 | 旧職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|-------|---------------------|-------------------------------|--------|------------|
| 常務取締役 | 経営企画本部長 I R・広報室長 | 経営企画本部長 I R室担当 | 関家 圭三 | 平成20年7月1日 |
| 取締役 | P Sカンパニー 国内統括部長 | P Sカンパニー 国内統括部長兼 サービス部長 | 溝呂木 隆夫 | 平成20年10月1日 |

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|-------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 12,648 | 19,062 |
| 受取手形及び売掛金 | 20,431 | 27,098 |
| 商品 | 2,599 | 2,389 |
| 製品 | 2,820 | 2,463 |
| 半製品 | 18 | 15 |
| 原材料 | 7,434 | 8,220 |
| 仕掛品 | 6,333 | 6,842 |
| その他 | 3,483 | 3,826 |
| 貸倒引当金 | △35 | △38 |
| 流動資産合計 | 55,733 | 69,881 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | ※ 13,372 | ※ 13,862 |
| 土地 | 12,783 | 12,804 |
| その他（純額） | ※ 19,254 | ※ 14,570 |
| 有形固定資産合計 | 45,410 | 41,236 |
| 無形固定資産 | 828 | 876 |
| 投資その他の資産 | | |
| その他 | 6,898 | 6,673 |
| 貸倒引当金 | △65 | △65 |
| 投資その他の資産合計 | 6,832 | 6,608 |
| 固定資産合計 | 53,071 | 48,722 |
| 資産合計 | 108,805 | 118,603 |

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 7,744 | 12,960 |
| 短期借入金 | 50 | 60 |
| 未払法人税等 | 930 | 1,734 |
| 賞与引当金 | 2,189 | 2,137 |
| その他の引当金 | 152 | 316 |
| その他 | 4,853 | 9,155 |
| 流動負債合計 | 15,921 | 26,364 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 620 | 600 |
| 引当金 | 785 | 1,000 |
| 負ののれん | 254 | 299 |
| その他 | 697 | 673 |
| 固定負債合計 | 2,357 | 2,573 |
| 負債合計 | 18,278 | 28,937 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 14,517 | 14,517 |
| 資本剰余金 | 15,599 | 15,599 |
| 利益剰余金 | 60,090 | 58,924 |
| 自己株式 | △271 | △270 |
| 株主資本合計 | 89,935 | 88,770 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 19 | 24 |
| 為替換算調整勘定 | 80 | 136 |
| 評価・換算差額等合計 | 100 | 161 |
| 新株予約権 | 310 | 207 |
| 少数株主持分 | 181 | 525 |
| 純資産合計 | 90,527 | 89,665 |
| 負債純資産合計 | 108,805 | 118,603 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 35,497 |
| 売上原価 | 18,000 |
| 売上総利益 | 17,496 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 13,546 |
| 営業利益 | 3,949 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 95 |
| 負ののれん償却額 | 70 |
| 持分法による投資利益 | 25 |
| その他 | 133 |
| 営業外収益合計 | 324 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 10 |
| 為替差損 | 162 |
| その他 | 34 |
| 営業外費用合計 | 207 |
| 経常利益 | 4,066 |
| 特別利益 | |
| 前期損益修正益 | 53 |
| 固定資産売却益 | 7 |
| その他 | 1 |
| 特別利益合計 | 62 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除売却損 | 417 |
| その他 | 29 |
| 特別損失合計 | 447 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 3,681 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,012 |
| 法人税等調整額 | 19 |
| 法人税等合計 | 1,032 |
| 少数株主損失(△) | △9 |
| 四半期純利益 | 2,659 |

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

| 当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) | |
|---|---------|
| 売上高 | 17,703 |
| 売上原価 | 8,932 |
| 売上総利益 | 8,770 |
| 販売費及び一般管理費 | ※ 6,674 |
| 営業利益 | 2,095 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息及び配当金 | 44 |
| 負ののれん償却額 | 48 |
| 持分法による投資利益 | 3 |
| その他 | 87 |
| 営業外収益合計 | 184 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 5 |
| 為替差損 | 124 |
| その他 | 13 |
| 営業外費用合計 | 142 |
| 経常利益 | 2,137 |
| 特別利益 | |
| 前期損益修正益 | 53 |
| 固定資産売却益 | 3 |
| その他 | 0 |
| 特別利益合計 | 57 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除売却損 | 411 |
| その他 | 13 |
| 特別損失合計 | 424 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 1,770 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 835 |
| 法人税等調整額 | △469 |
| 法人税等合計 | 365 |
| 少数株主損失(△) | △0 |
| 四半期純利益 | 1,405 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年9月30日)

| | |
|----------------------|----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 3,681 |
| 減価償却費 | 1,970 |
| 負ののれん償却額 | △70 |
| 持分法による投資損益 (△は益) | △25 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | △2 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | 51 |
| 有形固定資産除売却損益 (△は益) | 364 |
| 受取利息及び受取配当金 | △95 |
| 支払利息 | 10 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 6,836 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | 755 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | △5,579 |
| その他 | △2,847 |
| 小計 | 5,050 |
| 利息及び配当金の受取額 | 100 |
| 利息の支払額 | △10 |
| 法人税等の支払額 | △1,875 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 3,264 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | △500 |
| 有価証券の償還による収入 | 500 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △8,018 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 24 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △312 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △34 |
| 定期預金の預入による支出 | △200 |
| その他 | △91 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △8,632 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入れによる収入 | 21 |
| 自己株式の取得による支出 | △0 |
| 配当金の支払額 | △1,492 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △1,472 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 425 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △6,414 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 18,062 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※ 11,648 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
|-----------------|---|
| 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>(1) 重要な資産の会計基準の変更</p> <p>たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、原価法（在外連結子会社は低価法）によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ74百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はございません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p> |
| | <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる損益への影響はございません。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> |

【簡便な会計処理】

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
|-------------------------------|--|
| 1. たな卸資産の評価方法 | 当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。 |
| 2. 固定資産の減価償却費の算定方法 | 固定資産の減価償却費の算定に関して、定率法を採用している資産については連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。 |
| 3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方式 | 法人税等の納付税額の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められたため、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

| 当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日) |
|---|
| <p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ89百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) |
|-------------------------------|------------------------------|
| ※有形固定資産の減価償却累計額 21,457百万円 | ※有形固定資産の減価償却累計額 21,320百万円 |

(四半期連結損益計算書関係)

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|----------|
| ※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | |
| (1) 給料及び賞与 | 2,926百万円 |
| (2) 賞与引当金繰入額 | 873百万円 |
| (3) 研究開発費 | 4,124百万円 |

| 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|----------|
| ※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 | |
| (1) 給料及び賞与 | 1,488百万円 |
| (2) 賞与引当金繰入額 | 336百万円 |
| (3) 研究開発費 | 2,004百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|------------------|
| ※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) | |
| 現金及び預金勘定 | 12,648百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 | △1,000百万円 |
| <u>現金及び現金同等物</u> | <u>11,648百万円</u> |

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 33,995千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 59千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 310百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成20年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,493 | 44 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当第2四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|-------|
| 平成20年11月12日 取締役会 | 普通株式 | 339 | 10 | 平成20年9月30日 | 平成20年12月10日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

| | 電子業界関連製品事業 (百万円) | 産業用研削製品事業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|---------------------|--------------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 17,137 | 520 | 45 | 17,703 | - | 17,703 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | 7 | 43 | 50 | (50) | - |
| 計 | 17,137 | 527 | 88 | 17,753 | (50) | 17,703 |
| 営業利益（又は営業損失） | 2,792 | 45 | △11 | 2,826 | △730 | 2,095 |

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

| | 電子業界関連製品事業 (百万円) | 産業用研削製品事業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|---------------------|--------------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 34,346 | 1,080 | 70 | 35,497 | - | 35,497 |
| (2) セグメント間の内部売上高 又は振替高 | - | 23 | 61 | 85 | (85) | - |
| 計 | 34,346 | 1,104 | 131 | 35,582 | (85) | 35,497 |
| 営業利益（又は営業損失） | 5,409 | 115 | △55 | 5,469 | △1,519 | 3,949 |

(注) 1. 事業区分の方法

製品を主として販売市場の類似性を基準として区分する方法によっております。

2. 各事業区分の主要製品

- (1) 電子業界関連製品事業……………〔精密加工装置〕ダイシングソー、レーザソー、グラインダ、ポリッシャ、ドライエッチャ、サーフェースプレーナー
〔精密加工ツール〕ダイシングブレード、グラインディングホイール、ドライポリッシングホイール
〔精密電子部品〕
- (2) 産業用研削製品事業……………ダイヤモンドホイール、研削切断砥石等
- (3) その他事業……………ソフト開発等

3. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で74百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

これによる損益への影響はございません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(3)に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益への影響はございません。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が電子業界関連製品事業で89百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | アジア (百万円) | ヨーロッパ (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 10,164 | 1,388 | 3,567 | 2,583 | 17,703 | - | 17,703 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 5,371 | 9 | 264 | 4 | 5,650 | (5,650) | - |
| 計 | 15,535 | 1,397 | 3,832 | 2,587 | 23,353 | (5,650) | 17,703 |
| 営業利益（又は営業損失） | 2,158 | △0 | 317 | 335 | 2,810 | △714 | 2,095 |

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | アジア (百万円) | ヨーロッパ (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 21,411 | 2,384 | 6,807 | 4,893 | 35,497 | - | 35,497 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 9,754 | 20 | 496 | 4 | 10,274 | (10,274) | - |
| 計 | 31,165 | 2,404 | 7,303 | 4,898 | 45,772 | (10,274) | 35,497 |
| 営業利益（又は営業損失） | 4,260 | △57 | 460 | 800 | 5,463 | △1,514 | 3,949 |

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米……………米国
- (2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾
- (3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

3. 会計処理の方法の変更

(たな卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で74百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。

これによる損益への影響はございません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(3)に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる損益への影響はございません。

4. 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益が日本で89百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

| | 北米 | アジア | ヨーロッパ | 計 |
|--------------------------|-------|-------|-------|--------|
| I 海外売上高（百万円） | 1,284 | 8,335 | 2,536 | 12,156 |
| II 連結売上高（百万円） | - | - | - | 17,703 |
| III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%） | 7.3 | 47.1 | 14.3 | 68.7 |

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

| | 北米 | アジア | ヨーロッパ | 計 |
|--------------------------|-------|--------|-------|--------|
| I 海外売上高（百万円） | 2,256 | 16,500 | 4,849 | 23,606 |
| II 連結売上高（百万円） | - | - | - | 35,497 |
| III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%） | 6.3 | 46.5 | 13.7 | 66.5 |

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 北米……………米国

(2) アジア……………シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾

(3) ヨーロッパ……………ドイツ、フランス、イギリス

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

保有する有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

| 対象物の種類 | 取引の種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|--------|--------|-----------|---------|-----------|
| 通貨 | 為替予約取引 | 22,875 | 22,694 | 180 |

(注) 時価の算定方法は、先物為替相場に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成20年ストック・オプション |
|--------------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 7名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) | 普通株式 14,000株 |
| 付与日 | 平成20年8月13日 |
| 権利確定条件 | 新株予約権の割当を受けた取締役は、役員退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない)した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。(役員退職慰労金は平成16年に廃止) |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自平成20年8月14日 至平成40年8月13日 |
| 権利行使価格(円) | 1 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | 3,780 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) | | 前連結会計年度末 (平成20年3月31日) | |
|-------------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,653.12円 | 1株当たり純資産額 | 2,620.56円 |

2. 1株当たり四半期純利益金額等

| 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) | |
|---|--------|---|--------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 78.36円 | 1株当たり四半期純利益金額 | 41.41円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益金額 | 78.24円 | 潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益金額 | 41.34円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日) |
|---|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(百万円) | 2,659 | 1,405 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 2,659 | 1,405 |
| 期中平均株式数(千株) | 33,936 | 33,936 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 54 | 57 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | <p>平成14年6月27日定時株主総会決議及び平成14年9月27日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 328 個)</p> <p>平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 543 個)</p> <p>平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 464 個)</p> <p>平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,000 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 619 個)</p> <p>平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308 個)</p> <p>平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 711 個)</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p> | <p>平成14年6月27日定時株主総会決議及び平成14年9月27日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 328 個)</p> <p>平成15年6月26日定時株主総会決議及び平成15年11月5日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 543 個)</p> <p>平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 464 個)</p> <p>平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,000 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228 個)</p> <p>平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 619 個)</p> <p>平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308 個)</p> <p>平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 711 個)</p> <p>なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p> |

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

1. 平成20年10月28日開催の当社取締役会において、当社取締役（以下「対象者」という。）に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。その概要は次のとおりであります。

- | | |
|---|---|
| (1)新株予約権の数 | 834個 |
| (2)新株予約権の目的となる株式の数 | 83,400株 |
| (3)新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (4)新株予約権の発行価額 | 601円 |
| (5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1株当たり2,583円とする。 |
| (6)新株予約権の行使期間 | 自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日 |
| (7)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (8)新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。ただし、上記にかかわらず、任期満了による退任、定年退職その他当社が正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。なお、当社または当社子会社以外の会社より当社または子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱い、また任期満了により退任または定年退職した対象者が当社または当社子会社に従業員として再雇用された場合は、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わないものとする。 |
| (9)新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 |
| (10)摘要 | 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。 |

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

既発行株式数 + _____

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{新株式発行前の時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要又は適切なとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

当第2四半期連結会計期間
 (自 平成20年7月1日
 至 平成20年9月30日)

2. 平成20年6月24日開催の当社第69回定時株主総会および平成20年10月28日開催の当社取締役会において、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員（以下「対象者」という。）に対しストック・オプションの目的で新株予約権の発行を決議しました。

その概要は次のとおりであります。

- | | |
|---|---|
| (1)新株予約権の数 | 847個 |
| (2)新株予約権の目的となる株式の数 | 84,700株 |
| (3)新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権の行使に際し、新株予約権1個につき出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの当初の株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、1株当たり2,583円とする。 |
| (5)新株予約権の行使期間 | 自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日 |
| (6)新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (7)新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）であることを要する。ただし、上記にかかわらず、任期満了による退任、定年退職その他当社が正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。なお、当社または当社子会社以外の会社より当社または子会社に出向中の対象者が出向解除により出向元の会社へ帰任した場合は、当社の従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと扱い、また任期満了により退任または定年退職した対象者が当社または当社子会社に従業員として再雇用された場合は、当社の従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を喪失したものと取り扱わないものとする。 |
| (8)新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。 |
| (9)摘要 | 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合、または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。 |

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

既発行株式数 + _____

新株式発行前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、当社が資本金の減少を行うときその他行使価額の調整が必要または適切なとき、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

3. 当社は、平成20年10月28日開催の取締役会において、当社のシンガポール子会社である JETSIS INTERNATIONAL PTE LTD を解散することを決議いたしました。これにより、同社は平成20年12月31日をもって事業活動を停止し、平成21年3月31日をもって解散する予定です。なお、当該子会社の清算による連結業績に与える影響は軽微であります。

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

取引残高に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がないため、記載を省略しております。

2【その他】

平成20年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・339百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成20年12月10日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

株式会社ディスコ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 椎名 弘 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 俊哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。